

指定管理候補者の選定方法

指定申請のあった事業者について、提出された事業計画書等及びプレゼンテーションに基づき、以下のとおり評価し選定する。

1. 選定項目

	選定項目	配点	評価方法
①	業務を行うにあたっての基本方針	5 点	委員による評価
②	管理運営の全体像	5 点	委員による評価
③	指定管理業務開始準備	5 点	委員による評価
④	施設、設備の使用承認、利用の制限及び貸館運営	5 点	委員による評価
⑤	広報・誘客	10 点	委員による評価
⑥	物販・レストラン	10 点	委員による評価
⑦	伝統工芸	5 点	委員による評価
⑧	施設の維持管理計画	10 点	委員による評価
⑨	自主事業の実施計画	3 点	委員による評価
⑩	業務執行体制等	5 点	委員による評価
⑪	文化財に関する施設の維持管理実績の有無	10 点	委員による評価
⑫	財務状況	5 点	委員による評価
⑬	収支計画	5 点	委員による評価
⑭	提案価格	5 点	計算式により算出
⑮	適正な労働条件の確保その他社会的な価値の実現及び向上に対する寄与度	12 点	提出書類等により該当があるか確認
	計	100 点	
⑯	現指定管理者が応募した場合の、管理運営の実績による加減点	±10 点	現指定管理者の構成員と完全一致の場合のみ加減
	合計	110 点	

2. 応募者が2者以上であった場合の選定方法

(1) ①から⑬までの選定項目について、委員による評価を行う。「審査の視点」を参考に、下表の「判断基準」に基づき、AからEまでの評価を付け、評価に対して、各選定項目の配点に基づき、「得点化方法」に示すとおり計算を行い、応募者の得点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	選定項目が特に優れている/特に評価できる	配点×1.00
B	選定項目が優れている/評価できる	配点×0.75
C	選定項目が標準的である	配点×0.50
D	選定項目がやや物足りない/あまり評価できない	配点×0.25
E	選定項目が物足りない/評価できない	配点×0.00

- (2) ⑭については、5点を満点とし、すべての申請者の提案価格のうち最低の価格（以下、「最低価格」という。）と申請者の提案価格（以下、「提案価格」という。）の割合で算出します（小数点以下切り捨て）。

【算定式】 価格点＝5点×最低価格／提案価格

- (3) ⑮については、奈良県公契約条例に基づき、応募者の選定にあたって社会的な価値の実現及び向上に対する寄与度について以下の基準の配点に基づき、応募者の得点を算出する。（下記コースについては、いずれかを応募者が選択。）

【標準配点コース】

- 障害者の雇用状況（2点）
- 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録（2点）
- 女性の活躍及び仕事と子育ての両立にかかる取組（2点）
- 保護観察対象者等雇用状況（2点）
- 環境に配慮した事業活動（2点）
- 人権意識の向上にかかる取組（2点）

【総合力評価コース】（12点）

- 奈良県SDGs企業認証の有無（ただし、「労働環境の整備」及び「雇用機会の拡充」において指定する事項の各1つ以上の取組をしている場合に限る。）

- 公契約条例違反の有無（-12点）

- (4) ⑯については、現指定管理者の構成員と完全一致の場合のみ、評価の対象とし、以下の基準に基づき、応募者の得点を算出する。

指定期間の年度毎に評価ランクに応じ評価し、指定管理期間最終年度を除く期間における実績反映割合の平均値を算出したうえ、総配点に当該平均値の100分の1の値を乗じて得た値を現指定管理者の評価得点に加減し反映する。

評価結果反映表

評価ランク	実績反映割合
優秀	+10%
優良	+5%
妥当	0%
課題あり	-5%
要改善	-10%

- (5) (1)、(2)、(3)、(4)で算出した得点を合計し、応募者の得点を計算する。

- (6) 各審査委員の得点を合計した合計得点（110点×6名＝660点満点）の最も高い者を候補者として選定する。

ただし、応募者の得点が選定項目①～⑬までの合計得点（83点×6名＝498点）の、50%に達しない場合（249点未満）は、候補者を選定しない。

3. 応募者が1者であった場合の選定方法

- (1) 審査委員は、①から⑬の各選定項目について、2.(1)の方法で評価し、応募者の得点を算出する。
- (2) 各審査委員の得点を合計した合計得点(83点×6名=498点)の50%以上(249点以上)であった場合、応募者を候補者として選定する(50%未満であった場合は選定しない)。